

国海安第 61 号
平成 16 年 9 月 10 日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
石田 育男

船舶検査心得の一部改正について

標記について、昨年度、北海道運輸局及び独立行政法人海上安全研究所が中心となり、全国各地に就航中の主な旅客フェリーについて実態調査を行い、海上退船システムを構成する降下式乗込装置、膨脹式救命いかだ等の効果的・効率的な連携が可能となるような積み付け方法に関する安全性評価を実施したところです。

今般、当該評価結果等を踏まえ、別添の通り、船舶検査心得を改正するとともに、当該改正心得、推奨事項、解説等を含む「海上退船システムガイドライン」を策定しましたので、業務の参考に願います。

また、関係各位に、この旨周知願います。

○船舶検査心得改正案

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
船舶救命設備規則	船舶救命設備規則
<p>(膨張式救命いかだ)</p> <p>21.1(c) 第6号の「十分な強度及び長さ」については、次に掲げる ところによること。 (1)強度については、(k)に掲げるところによる。 (2)長さについては、救命いかだの積付場所と最小航海喫水 との間の高さに10mを加えた値又は15mのうちいずれか 大きい方の値以上とする。 <u>なお、当該もやい綱を降下式乗込装置に連結するための 索として使用する場合にあっては、救命いかだを降下式乗 込装置に連結するための甲板上の移動を円滑に行なうこ とができる長さとする。</u></p>	<p>(膨張式救命いかだ)</p> <p>21.1(c) 第6号の「十分な強度及び長さ」については、次に掲げる ところによること。 (1)強度については、(k)に掲げるところによる。 (2)長さについては、救命いかだの積付場所と最小航海喫水 との間の高さに10mを加えた値又は15mのうちいずれか 大きい方の値とする。</p>
<p>(救命艇)</p> <p>87.1(a) <u>救命艇は、安全かつ実行可能な範囲において海面近くに 積み付けること。</u></p>	<p>(救命艇)</p>
<p>87.1(b) 略</p> <p>87.1(c) 略</p> <p>87.1(d) 略</p> <p>87.1(e) 略</p> <p>(救命いかだ)</p> <p>90.1(a) <u>87.1(a)は、第1号の規定について準用する。略</u></p> <p>90.1(b) 略</p> <p>90.1(c) 略</p> <p>90.1(d) 略</p> <p>90.1(e) 略</p>	<p>87.1(b) 略</p> <p>87.1(c) 略</p> <p>87.1(d) 略</p> <p>87.1(e) 略</p> <p>(救命いかだ)</p> <p>90.1(a) 略</p> <p>90.1(b) 略</p> <p>90.1(c) 略</p> <p>90.1(d) 略</p>

90.1(f) 略	90.1(e) 略
90.1(g) 87.1(d)は、第7号の規定について準用する。	90.1(f) 87.1(c)は、第7号の規定について準用する。
90.1(h) 略	90.1(g) 略
90.1(i) 87.1(e)は、第9号の規定について準用する。	90.1(h) 87.1(d)は、第9号の規定について準用する。
90.1(j) 略	90.1(i) 略
90.1(k) 略	90.1(j) 略
90.1(l) 略	90.1(k) 略
90.1(m) <u>降下式乗込装置により乗込む救命いかだは、連結する降下式乗込装置との対応関係を明確に設定した上で配置すること。</u>	
90.1(n) <u>降下式乗込装置により乗込む救命いかだは、連結する降下式乗込装置と同舷に配置すること。</u>	
90.1(o) <u>降下式乗込装置により乗込む救命いかだは、各降下式乗込装置に連結する救命いかだの定員の総数が、各降下式乗込装置の定員に対して、出来る限り均等な比率となるよう配置すること。</u>	
90.1(p) <u>救命いかだは、そのもやい索を降下式乗込装置のラフト案内索に迅速に連結することが出来るように、できる限り、連結する当該装置の船首側または船尾側に極端に偏ることがないように配置すること。</u>	
90.1(q) <u>救命いかだと降下式乗込装置の間には、進水後のいかだを降下式乗込装置に連結する際に、もやい索の移動の障害となるものを設置しないこと。</u> ただし、舷端付近に大型の煙突、通風筒等の構造物を配置する場合に、例えば、以下の何れかのような適切な措置が講じられているときは、「容易に連結することができるような措置が講じられている」ものと認めて差し支えない。	

<p>(1)甲板上の舷側にいかだもやい索を移動するための通路(幅 30cm 程度)を確保する。</p> <p>(2)舷端に舷側から張り出したいかだもやい綱を移動するための通路(幅 30cm 程度)を設置する。</p> <p>(3)もやい索の移動に障害となる障害物を越えるための適当な誘導補助具を備える。</p>	
<p>90.1(r) 降下式乗込装置及び救命いかだは、進水後のいかだを降下式乗込装置に連結する際に、もやい索の移動を円滑に行なえるよう、できる限り同じ層の甲板に積み付けること。やむを得ず異なる層の甲板に積み付ける場合にあっては、舷側側に階段を設ける等の適切な措置を講じること。</p>	
<p>90.1(s) 降下式乗込装置の船首側及び船尾側には、救命いかだもやい綱を誘導リングに連結するための作業場所として、1m×1m 程度の面積を確保すること。</p>	
<p>(救助艇)</p> <p>91-2.(a) 87.1(a)は、第 1 号の規定について準用する。</p>	<p>(救助艇)</p>
<p>91-2.(b) 87.1(b)は、第 4 号により引用される第 87 条第 1 項第 9 号の規定の適用について準用する。この場合において、(5)については()を適用するものとする。</p>	<p>91-2.(a) 87.1(a)は、第 5 号により引用される第 87 条第 1 項第 9 号の規定の適用について準用する。この場合において、(5)については()を適用するものとする。</p>
<p>(救命いかだ支援艇)</p> <p>93-2.(a) 87.1(a)は、第 1 号の規定について準用する。</p>	<p>(救命いかだ支援艇)</p>
<p>93-2.(b) 87.1(b)は、第 4 号により引用される第 87 条第 1 項第 9 号の規定の適用について準用する。この場合において、(5)については()を適用するものとする。</p>	<p>93-2.(a) 87.1(a)は、第 4 号により引用される第 87 条第 1 項第 9 号の規定の適用について準用する。この場合において、(5)については()を適用するものとする。</p>
<p>(降下式乗込装置)</p> <p>96-2.1(b) 降下式乗込装置は、プロペラからの距離及び船体の急激な湾曲部等からの距離を考慮して、可能な限り、当該装置を船舶の垂直な舷側に沿って展張することができる位置</p>	<p>(降下式乗込装置)</p>

<p><u>に積み付けること。</u></p> <p>96-2.2(c) 「使用方法の説明書」は、次に掲げる内容を含むものとする。</p> <p>(1)ラフト案内索及び誘導リングの取付場所に当該装置の表示をすること。</p> <p>(2)降下式乗込装置の投下装置、固定装置(例えば、投下用ウインチ)には、装置の名称を表示すること。</p> <p>(3)降下式乗込装置の使用方法及びいかだもやい索の移動・誘導方法を格納箱本体表面及び操作時に見える位置(格納箱本体内部等)に表示すること。</p>	
<p>97.0 降下式乗込装置により乗込むいかだにあっては、いかだ架台にもやい綱の取り外し方法及び連絡先となる降下式乗込装置を表示すること。</p>	
<p>97.10(a) 「当該艀装品を備え付けている旨を表示」については、当該船舶の船員が容易に当該救命いかだ容器にレーダー・トランスポンダーが備え付けられている旨を識別できる表示であること。当該船舶の船員構成に応じ、次に掲げる表示が考えられる。</p> <p>(1)附属書〔3-2〕に掲げるシンボルの内レーダー・トランスポンダーのシンボル</p> <p>(2)Radar Transponder</p> <p>(3)レーダー・トランスポンダー</p>	
<p>心得附則(平成16年9月10日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>(1)本改正後の心得は、平成17年1月1日より適用する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>(2)平成17年4月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、事項の規定による場合を除き、なお従</p>	

前の例によることができる。

(3) 平成 17 年 4 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の 21.1(c)(2)、96-2.2(c)及び 97.0 の規定は、平成 17 年 1 月 1 日以後最初に行なわれる定期検査または中間検査までは、適用しない。